

令和5年第1回上富田町議会定例会会議録

(第3日)

○開会期日 令和5年3月20日午前8時57分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

1番	井 溪 港 斗	2番	栗 田 八 郎
3番	平 田 美 穂	4番	大 石 哲 雄
5番	山 本 哲 也	6番	正 垣 耕 平
7番	家根谷 美智子	8番	中 井 照 恵
9番	吉 本 和 広	10番	谷 端 清
11番	松 井 孝 恵	12番	檜 木 正 行

欠席議員（なし）

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長	檜 山 裕 子	副局長	小 倉 一 仁
------	---------	-----	---------

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町 長	奥 田 誠	副 町 長	山 本 敏 章
教 育 長	宮 内 一 裕	会 計 管 理 者 (会 計 課 長)	十 河 貴 子
総 務 課 長	中 島 正 博	総 務 課 副 課 長	目 良 大 敏
振 興 課 長	平 尾 好 孝	振 興 課 副 課 長	吉 田 忠 弘
税 務 課 長	笠 松 昭 宏	住 民 課 長	瀬 田 和 哉
住 民 課 副 課 長	芦 口 正 史	住 民 課 副 課 長	陸 平 志 保
福 祉 課 長	木 村 陽 子	福 祉 課 副 課 長	芝 健 治
福 祉 課 副 課 長	坂 本 真 理 子	長 寿 課 長	宮 本 真 里
建 設 課 長	栗 田 信 孝	建 設 課 副 課 長	山 根 康 生

建設課副課長	谷 本 和 久	上下水道課長	谷 本 誠
上下水道課 副 課 長	陸 平 将 史	教育委員会 事務局 長	三 浦 誠
教育委員会 事務局副局長	平 岩 晃	教育委員会 事務局学校 給食センター 所 長	前 芝 由 希

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 1 号 上富田町個人情報保護条例の全部を改正する条例
- 日程第 2 議案第 2 号 上富田町情報公開・個人情報保護審査会条例
- 日程第 3 議案第 3 号 上富田町情報公開条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 4 号 上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 5 号 上富田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 6 号 上富田町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 7 号 上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 8 号 上富田町一般廃棄物中間処理施設整備事業費準備基金条例
- 日程第 9 議案第 9 号 令和4年度上富田町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第10 議案第10号 令和4年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第11号 令和4年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第12号 令和4年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第13号 令和4年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第14号 令和4年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第15号 令和4年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第16号 令和5年度上富田町一般会計予算
- 日程第17 議案第17号 令和5年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算
- 日程第18 議案第18号 令和5年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算

- 日程第 19 議案第 19 号 令和 5 年度上富田町特別会計介護保険予算
- 日程第 20 議案第 20 号 令和 5 年度上富田町特別会計宅地造成事業予算
- 日程第 21 議案第 21 号 令和 5 年度上富田町特別会計奨学事業予算
- 日程第 22 議案第 22 号 令和 5 年度上富田町水道事業会計予算
- 日程第 23 議案第 23 号 令和 5 年度上富田町下水道事業会計予算
- 日程第 24 議案第 24 号 令和 5 年度上富田町特別会計朝来財産区予算
- 日程第 25 議案第 25 号 上大中清掃施設組合規約の変更について
- 追加日程第 1 議案第 28 号 令和 5 年度上富田町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 26 議案第 27 号 上富田町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 27 発委第 1 号 上富田町議会の個人情報保護に関する条例
- 日程第 28 発委第 2 号 保育士配置の最低基準の引き上げと保育予算の大幅な増額を求める意見書（案）
- 日程第 29 議員派遣の件について
- 日程第 30 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

△開 会 午前 8 時 5 7 分

○議長（大石哲雄）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和 5 年第 1 回上富田町議会定例会第 3 日目を開会いたします。

ここで日程に入る前に、吉本議員から、3 月 10 日の本会議における発言について、会議規則第 64 条の規定により訂正したいとの申出がございますので、発言を許可いたします。

9 番、吉本君。

○9 番（吉本和広）

会議規則第 64 条の規定により、令和 5 年 3 月 10 日本会議での CO₂削減の町の姿勢についての一般質問において 1 か所、放射能物質と発言した部分を放射性物質に訂正したいので申し出ます。

以上です。

○議長（大石哲雄）

ただいまの吉本議員からの 3 月 10 日の本会議における発言の中の放射能物質を放射性物質に訂正することについては、議長において許可をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△日程第 1 議案第 1 号～日程第 15 議案第 15 号

○議長（大石哲雄）

日程第 1 議案第 1 号、上富田町個人情報保護条例の全部を改正する条例から日程第 15 議案第 15 号、令和 4 年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第 2 号）まで 15 件を一括議題といたします。

各議案の賛否の際、原則として起立であります。が、樫木議員より挙手の申出がございますので、これを許可いたします。

△日程第 1 議案第 1 号

○議長（大石哲雄）

日程第 1 議案第 1 号、上富田町個人情報保護条例の全部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

よろしく申し上げます。

個人情報保護法に関わってお尋ねいたします。

どうして今回、法律の施行条例という形になって、何のために個人情報を保護するのかという個人情報保護法の目的や個人情報に関わる諸規定、自治体としての取扱いのルールを定めるものにならなかったのか、ご説明ください。

2点目、審査会が果たすべき役割は、この条例規定でいえばどうなるのか。現行の審査会と新しい審査会の役割はどう変わるのか。

3点目、現行の上富田町個人情報保護条例は、第1条、基本的人権の擁護を目的としていた。個人情報はあくまでも個人のものであって、これを守るという観点を貫くものだった。条例は、この根本的な視点を基本的人権を擁護するという言葉で規定していた。個人情報保護法は、この視点を貫くものになっているのか。有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するという規定では、個人情報は個人のものという考えにはなっていないのではないか。

4点目、要配慮個人情報とは、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように取扱いに特に配慮を要するものです。現行の保護条例は収集を禁止していたが、個人情報保護法は、収集に制限を加えず、本人から収集しなければならないという規定もなくしている。制限は法令の定める所掌事務または業務を遂行するために必要な場合となった。この条例に当てはめれば、収集し活用してもいいことになった。これでは要配慮個人情報を自治体が収集し活用することになる。明らかに現行の条例と比べると後退しているのではないか。

5点目、要配慮個人情報について、第60条第5項で自治体が独自の規制をかけることができるのかどうか。法律では規制をかけてもいいことになっているが、個人情報保護委員会は、条例で取扱いを規定することは許されないと回答している。国は要配慮個人情報の収集や活用にまで口を挟んできているのではないか。

6点目、オンライン結合について、上富田町は、電子計算機の結合の制限ということで結合を禁止していた。結合するのは個人情報を収集するときの目的外使用になるというものだった。しかし、個人情報保護法は、オンライン結合を規制しないことになっている。個人情報のオンライン結合に個人情報保護法の一つの目的があるのではないか。

7点目、国は、2020年10月、第二期政府共通プラットフォームと呼ばれる中央

省庁向けクラウドを運用し、順次政府の保有する情報を米国企業であるアマゾンの管理するサーバーに保存している。アメリカの諜報機関は、データが本国にあるかないかに関わらず、アメリカの企業に対して、いつでもサーバー内に保存している情報に対してアクセスできる権利を持っている。これが海外データ合法的使用明確化法である。さらに政府は、2021年10月、ガバメントクラウドを導入するため、米国のグーグル社のクラウドを活用すると発表した。EUは個人情報の海外移転を禁止している。日本は全く無防備ではないか。上富田町はこういう国の政策に従って個人情報が守られると考えているのかどうか。

8点目、日本の個人情報保護法には忘れられる権利、個人情報の取扱いに対する自己決定権が確立していない。また、EUにあるプロファイリングに異議を申し立てる権利もない。実現しようとしているのは利活用だ。しかし、個人情報はあくまでも個人のもの。自治体は個人の情報を守り、基本的人権を守るべきという使命からは逃れられない。現行法にはない忘れられる権利、個人情報に対する自己決定権、プロファイリングに異議を唱える権利を確立するために、自治体として努力すべきだと思うがいかがか。

9点目、条例要配慮個人情報を条例で定めることができる旨、規定している。条例で規定することができる条例要配慮個人情報について、LGBTに関する事項、ドメスティックバイオレンスに関する事項など、どのような個人情報が条例要配慮個人情報に該当するか、該当させるべきかについて慎重に庁舎内においてきちんと議論をしたのか。また、附属機関、上富田町個人情報保護審査会に諮問を行ったのか。

10点目、個人情報ファイル簿とは、個人情報ファイルの内容を広く住民に知らせるために作成、公表が義務づけられた、個人情報ファイル簿の目録です。1,000人に満たない個人情報ファイルは、ファイル簿に掲載する必要がありません。一方で、現条例は同種の個人情報登録簿を作成し公表することとしていました。これらは件数に関わらず掲載し公表しています。1,000人未満のファイルを公表しないことは、公開の後退につながるものです。法第75条5項の規定により、条例に定めることにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することも可能です。現条例で規定している同種の個人情報登録簿の取扱いはどうなるのか。庁内においてきちんと議論したか。また、上富田町個人情報保護審査会に諮問を行いましたか。

以上、10点、よろしく申し上げます。

○議長（大石哲雄）

振興課長、平尾君。

○振興課長（平尾好孝）

お答えします。

まず1点目、個人情報保護法に関わって自治体としての取扱いのルールを定めるものにならなかったのか。どうしてならなかったかという質疑ですね。お答えします。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の規定により、個人情報保護制度の見直しが行われ、個人情報の保護に関する法律に一本化されたため、同法の規定が民間事業者や国の行政機関、全ての自治体等に適用されることになりました。それに伴い、本町においても個人情報の保護に関する法律が適用されることとなるため、上富田町個人情報保護条例を全部改正し、同法の施行に関して必要な事項を新たに条例で規定することとなりました。これにより、どの地域に行っても同じルールの下で個人情報が守られることとなります。また、様々な効果も期待されているところであります。これが1点目です。

2点目です。

審査会が果たすべき役割、新しい審査会の役割はどう変わったのかという質疑だったと思います。お答えします。

新たな審査会につきましては、法の規定において、個人情報の取得や目的外利用等に関する典型的なことについての諮問を定めることは認められないとされておりますが、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは同審査会に助言を求めることとし、そのほか条例の改廃や安全管理措置の策定などの重要な案件につきましても諮問事項とすることを条例で定めるものであります。

また、新しい審査会につきましては、現行の審査会での諮問事項である個人情報の開示、訂正等の可否の決定、訂正等の請求に係る不作為に対する審査請求の調査の審議も含まれており、本町の個人情報に係る諮問に応じて審議していただく機関として、引き続き現行と同様の役割を担っていただく予定となっております。

次に、3点目です。

基本的人権の擁護を目的としたものになっているのかどうかという質疑だったと思います。お答えします。

個人情報保護法では、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としており、改正する条例に同法と別の目的を定めることはできません。そのため、基本的人権の擁護という直接的な記載はございませんが、個人情報を適正に取り扱うための措置を条例に定め、個人の権利利益、これを保護することが基本的人権の擁護につながるものと考えているところであります。

それと、個人情報保護法第3条、これは、「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下

——これは憲法第13条に係る部分なのですが——これに慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない。」とあります。表現は違えど、個人情報に慎重に取り扱うことは同じであるものというふうを考えております。

参考に、憲法第13条冒頭、「すべての国民は、個人として尊重される。」、以下、省略させていただきます。

次、4点目です。

要配慮個人情報の関係の質疑だったと思います。お答えします。

要配慮個人情報の収集に関する規定は条例に置くことが認められないとされておりますが、本町としましては、個人情報保護法第61条、保有の制限に関する規定、それと第63条、第64条、不正な手段等による取得を禁じた規定、それと第69条、利用や提供に関する規定、そういった規定などの法の趣旨を踏まえ、改正後においても引き続き個人情報の取得や提供について適正に行ってまいりたいというふうを考えております。

また、一般的な個人情報と比べ、要配慮個人情報に特段の制限を設けられてはいませんが、法令等に基づく場合や本人の同意があるときなどの場合に限り、提供するものというふうになっております。

それと、今回の改正では、収集制限の規定も設けられてはいませんが、法令に定める所掌事務等を遂行するため必要な場合に限り、その利用目的をできる限り特定しなければならないとされており、その特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有してはならないというふうに規定されております。

現行の条例におきましても、審査会の意見を聞いて、個人情報取扱い事務の目的を達成するために必要かつ欠くことのできないものであると認めるときは収集できるとあり、実質的には従来の規定と変わらない制度となっております。

また、情報の漏えい等において保護委員会への保護義務もありまして、一般的な個人情報よりも厳格な取扱いというふうになっております。

次、5点目です。

要配慮個人情報について、法律では制限をかけてもいいことになっているが、条例では特にかけないのかというような質疑だったというふうに思います。お答えします。

法第60条第5項に基づく条例要配慮個人情報につきましては、自治体が地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する場合に規定することができるというふうにされております。

本町におきましては、上富田町特有の地域特性等の事情による要配慮個人情報は想定

されないことから、条例要配慮個人情報を選定しないこととしたところでございます。

次、6点目、オンラインの結合についての質疑だったと思います。お答えします。

現行では、条例第8条第3項に規定をしておりますとおり、原則オンライン結合により実施機関以外のものに個人情報を提供することを制限しており、審査会で諮問し、必要と認められた場合にのみ提供することとしております。改正後は、条例において、オンライン結合に特別の制限を設ける規定等は法の規定と個人情報保護制度の一元化という趣旨に反することになり許容されないものとなっております。

しかしながら、審査会への諮問につきましては、類型的な事案、ガイドラインの規定内の事案ということになるわけなんですけど、それについて制限されるものであり、地域の代表者や有識者等から意見を徴収することが特に必要である場合は、審査会を開催することができることとなっておりますので、オンライン結合に関する事案が発生した場合は、個人情報保護委員会と密に協議を図りながら、必要に応じて審査会を開催し、慎重に進めてまいりたいというふうに考えております。

次、7点目です。

第二期政府共通プラットフォームの関係の質疑だったと思います。お答えします。

国における個人情報に関する施策につきましては、個々の事案ごとに契約内容等が異なると想定されるため、現段階においては、漏えい等への対策状況がどうなるのかにつきましては判断しかねますが、個人情報の取扱いにつきましては、保護法の中で適正に規定されていますので、本町としましては、改正後においても引き続き個人情報保護法の規定に基づき、個人情報の管理について適正な運用を行ってまいりたいというふうに考えております。

また、国の個人情報保護委員会は、個人情報保護法に基づく監査機関として設置されており、権限行使の観点から、高い独立性と政治的中立性を有する独立行政委員会でありまして、国際的な制度調和や海外のデータ保護機関との執行協力等を担う委員会が法全体を所管するとともに、官民、事業分野を横断して統一的な法の執行を担うということにされておりますので、十分、国際的制度の調和や海外のデータ保護機関との執行協力の中で、個人情報の保護を図っていただければというふうに考えております。

次、8点目です。

忘れられる権利、自己決定権、プロファイリング等の質疑だったと思います。お答えします。

個人情報保護法は、個人の権利利益を保護することを目的としております。忘れられる権利や自己決定権、プロファイリングなどについての明記が確かにされていませんが、保護法の中で個人の権利利益が十分保護されているというふうに考えております。

本町につきましても、個人情報の保護に向けて、同法及び条例等の規定に基づき適正な運用を図ることで、基本的人権の擁護に努めてまいりたいというふうに考えております。

9点目です。

条例要配慮個人情報の関係の質疑だったと思います。お答えします。

条例要配慮個人情報につきましては、先ほど申し上げましたとおり、自治体が地域の特性その他の事情に応じて本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する場合に規定することができるとされております。本町におきましては、庁内において協議を行った上で、上富田町特有の地域特性の事情による要配慮個人情報は想定されないことから、条例要配慮個人情報を定めないこととしたところでございます。

なお、LGBTに関する事項やドメスティックバイオレンス等の被害に関する事項につきましては、個人情報の保護に関する法律施行令第2条及び個人情報保護委員会規則第5条には確かに含まれてはいませんが、LGBTに関する事項につきましては、その情報を収集する予定や個人情報として取り扱う予定はなく、また、ドメスティックバイオレンス等の被害につきましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条において、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有するとされるなど、様々な対策が講じられています。

各市町村におきましても、ドメスティックバイオレンス等の加害者が閲覧制度や住民票の写し等の交付制度を不当に利用して、被害者の住所を探索することを防止するため、被害者に係る部分を閲覧の対象から除外するなどの措置が講じられています。

なお、審査会への諮問や協議につきましては、今回の改正内容の説明も含め、4月に開催する予定というふうにしております。

10点目です。

個人ファイル簿の1,000人未満への取扱いについての質疑だったと思います。お答えします。

現行の条例第6条における個人情報取扱事務の届出及び登録簿の作成につきましては、改正後の個人情報ファイル簿と同様の趣旨であり、同制度を継続させた場合、事務処理が煩雑となることから、庁内で協議を行った上で条例に規定しないこととしております。

なお、1,000人に満たない個人情報ファイル簿につきましても、個人情報保護法に基づく管理及び運用が適用されますので、引き続き個人情報の保護の観点から、適正な管理に努めてまいります。

今回の議案が可決されれば、4月に審査会を開催する予定です。今回の改正により、国と地方自治体の分担すべき役割が明確化されました。審査会では、地方自治体の役割について協議していきたいと考えています。また、その協議の中で、国に裁量が認められている部分、例えば条例要配慮個人情報などにつきましては、新しい提案等がそこであれば、その都度協議していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ありますか。

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

2の質問への再質問です。

第129条について、審査会の構成や範囲は条文自体から明らかではありません。世田谷区は、世田谷区情報公開・個人情報保護審議会への諮問を行っています。諮問委員会の審査の議事録には、委員より、事務局の回答を伺っていると、個人情報保護委員会の権限は、かなり強い権限だという評価をされていると思いますが、これは自治法で言うところの関与の類型の一つであって、いわゆる非権力的な関与です。だから、こういった条文に基づいて個人情報保護委員会が世田谷区に関わってきたとしても、それは世田谷区の判断で、無視するのであれば無視しても構わない。少なくとも、こういうものは法的な拘束力を一切伴っていないので、その意味では、非権力的だということ踏まえる必要があると思うんです。この法律の限りにおいては、そんなに強い権限が個人情報保護委員会自体に認められているわけではないです。という発言があります。

区の情報係長は、おっしゃっていただいてありがとうございます。関与ですか、規定文言だけで捉えていた部分もありましたので、少し過剰な反応をしていたのかもしれないというところで、その部分は客観的な反省でございます。貴重な御指摘ありがとうございます。と答えています。また、住民監視、住民監査の側面から、これまで審議会が担ってまいりました住民監視、住民監査の側面を生かしまして、個人情報の保護措置に係る内部管理の一環として、引き続き、個人情報が適切に管理されるように、内部管理として庁内のチェック体制を構築します。という答弁をしています。

その結果、区は外部委託、外部提供、目的外利用を行った一定要配慮個人情報に関わる事業の案件と個人情報保護委員会に保有個人情報の漏えい等について報告した場合については、審議会へ事後報告とし、審査会が必要と認めた場合には、事業外と所管課からの説明を聞くということをつけ加えています。

先ほど今回の条例第4条に関わって、引き続き今までと同じようにオンライン結合等

にかける場合は審査会に相談するというような趣旨のことがありましたが、条例には、第4条で、「実施機関は、次の各号いずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは」ということで、3つの場合を規定しておりますが、これは、さっきの説明で言うと、これの理解が私、国が言っているのと違うような気がしたんですが、今までのように、変更する場合は取扱いについて相談されるというふうに先ほど言われたんですけども、今までのように審査会はそういうことを行うということで理解したらよろしいんですか。そのことは、この条例の文面からはちょっと取れない部分があるんですが、それと、ほかのこともちょっと聞きます。

先ほどからちょっと聞いておきますと、まだ審査会に全く諮問せずに、この施行条例が出てきていると思うんですけども、4月に審査会を開くという、今、話でしたけれども、本来は、この条例を規定する前に審査会を開いて、意見を聞いて、その意見に基づいて参考にしてこの条例をつくるという手続を取らなければならないと思うんですよ。今までその審査会が果たしてきた役割があるわけですから、その役割に照らしてどういうふうに定めるのが法の範囲内で定めることになるのかということ審査会で議論して、そして、その意見を踏まえてつくってここへ出してくるという手続が本来の姿だと思うんです。

それで、ほかのところは、やっぱりそういう手続を踏んで、審査会からの意見を踏まえて、条例要配慮個人情報にDVに関することや国籍に関することなど、必要なことを加えて出している。その審議の中で、地域だけじゃなくて、先ほど言われた条例要配慮個人情報については、地域の特性その他の事情によりと書かれているわけです、法律には。だから、その他の事情というのは、要するにドメスティックバイオレンスや国籍や、今のところは想定していないと言われましたけれども、各自治体ではパートナーシップだったか、言葉がちょっと浮かばないんですけども、同性愛の方が保育所へ迎えに行くときに、証明書みたいなものを頂いて、実際の婚姻関係は法律上結ばれていないけれども、そういう人ですよということを証明していると思うんですね。そういうことが今後起こることも上富田町でも十分想定されますし、だからそれを考えると、地域の特性だけではなくて、その他の事情に応じてという項目で、世田谷区であれば、その他の事情に値するというので、条例の中にドメスティックバイオレンスに係ることなどを含めた施行条例をつくっているわけです。

だから、審議会できちんとそういう議論を経て、この条例がやっぱり出されるということが当然のことではないんですか。その辺の手続が前後しているのではありませんかというのが2点目の再質問です。

3点目の再質問、よろしいですか。

先ほど、3番目の基本的人権を貫くものという点での質問ですけれども、憲法第11条は、基本的人権について侵すことのできない永久の権利と規定し、これを受けて、日本国憲法は、基本的人権を平等権、自由権、社会権、請求権、参政権の5つの分野で豊かに叙述しています。さらに憲法制定以後、幾つかの新しい権利が基本的人権として確立しています。プライバシー権はその一つであり、憲法第13条「すべて国民は、個人として尊重される。」を根拠に確立したものです。個人情報保護条例に関わるのは、主にプライバシー権です。しかし、条例案には、このプライバシー権を含む基本的人権を守ることを宣言せず、守るべき範囲を個人の権利利益の保護にしました。

4月以降、法律と条例はデジタル情報の結合を推進します。この考えに基づいて、銀行口座とマイナンバーカードへのひもづけを自動的に行う法改正が、今国会に提出されています。行政機関等が事前通知し、一定期間に不同意の回答がなかったら、マイナンバーとともに銀行の預金口座を国に登録するというものです。プライバシー権を守るならば、当然本人が同意しない限りは登録しないとしなければなりません。このように、個人の権利利益の保護は法律が改正されるたびに変化します。今後も法改正によって個人の権利利益の範囲がどんどん狭くなります。狭くなるに従って、基本的人権の擁護から離れていきませんか。

7点目、もう一つの質問です。

7の質問ですけれども、先ほど、国は米国のアマゾンとグーグル社のクラウドを活用すると発表しました。マイナンバーカードと銀行口座が結合された情報は、米国のアマゾンとグーグル社のクラウドのサーバーに既に保存されているか、これから保存されます。米国の海外データ合法的使用明確化法によって、生の個人情報がアメリカの諜報機関はいつでも請求でき、2020年下期にアマゾンのクラウドが米国の当局から提出請求された情報は390件にも及びます。個人情報は無防備だという認識を持たれていますか。

5、9の質問に対しての再質問です。

これは世田谷区で、先ほど言いましたように、審査会がドメスティック等について個人情報として検討すべきやということの結果、LGBTとかドメスティックに関する事項を、今後、上富田町は条例に制定するというのではないと言われましたけれども、これは、先ほども言いましたけれども、審査会にきちんと諮って決めることではないんですか。

以上です。

○議長（大石哲雄）

質疑、終わりですか。

○9番（吉本和広）

はい。

○議長（大石哲雄）

山本副町長。

○副町長（山本敏章）

まず、抜本的なところですよ。この法が改正されたいきさつですけども、令和3年の個人情報保護法の改正、それからデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、これは確かに国会を通過しています。でも附帯決議がついています。その附帯決議は、それぞれ衆議院内閣とそれから参議院内閣委員会、両方で同じような附帯決議がついています。

しかし、この附帯決議にうたわれている内容は、「地方公共団体が、その地域の特性を照らし必要な事項について、その機関又はその設立に係る地方独立行政法人が保有する個人情報の適正な取扱いに関して条例制定する場合には、地方自治体の本旨に基づき、最大限尊重すること。また、全国に適用されるべき事項について、個人情報保護法令の見直しを検討すること。」という附帯決議がついているにもかかわらず、ここからなんですよ、問題は。かかわらずですよ、まず、要配慮個人情報、いわゆる法の第60条第5項の規定に基づいては、本来であれば、地方公共団体は地域の特性に応じて、その条例でいう要配慮個人情報に関する規定を条例で設けることはできるんですけども、この令和3年の法改正においては、個人情報保護に関する全国共通ルールの法律に定める目標に鑑み、法律の規則を超えて地方公共団体による取得、提供等に関する独自の規律を追加することや民間の個人情報取扱い業者等における取扱いを対象に、保有の規律を定めることは許容されていないというようになっています。同じことは、オンラインの結合においても許容されないと。非常に強い形でこのことは言われているのが現実です。しかも、改正後、いわゆる地方公共団体の長は、個人情報保護条例を定めたときは、遅滞なくそれを個人情報保護委員会に届ける義務、これも法律で第167条第1項に規定されています。

要は、このような状況の中であって、上富田町、いわゆる地方公共団体の市町村がこれを無視するようなことでやれる今現状じゃないということをやまずご理解していただきたい。附帯決議としてはついているのは事実ですよ。これは改めるのは国会が改めるべきであって、それに基づいてうちは条例を制定しているわけで、だから共通ルール以上を超えての部分で制定することは許容されないということをや明言されていますので、だから、そこのところを踏まえて、うちの行政としては出している条例だということをや

ずご認識をしていただきたいと思います。

だから、先ほどあった質疑の内容について、個々の質疑の内容はありますよ。だけど、それは全てその許容の範囲を超えてしまっているように僕は思いますので、超えない範囲でしかできないということの認識をお願いしたいと思います。

○議長（大石哲雄）

平尾君。

○振興課長（平尾好孝）

幾つか質疑があったように思われますので、もし抜けている部分があれば、ちょっとまた指摘していただければと思います。よろしくお願いします。

まず、この審査会、町の審査会の時期はちょっと遅いのではないかという話だったと思います。僕はそうではないと。いろんな、それはそれぞれの考え方があると思うんですが、一つは、やっぱり国の役割とこの地方自治体の役割とかというのがありまして、今回の法改正によって、今、副町長が言われたように、国は国の役割で統一的なルールをつくった。それに基づいて、その範囲の中で地方自治体の役割をいろいろと協議したり相談したり諮問したりしていくということで、まず、この条例を可決された後に、4月になって審査会を開いて、今回の経緯とかそういうのを説明させていただいて、先ほど言いました条例要配慮個人情報の関係につきましても、審査会の委員さんの中で、そのDVについてはどうよとか、これは町独自で条例化していこうとか、そういう意見が出てきたらそれに基づいてまた条例改正して反映していくということで、手順を踏んでやっていきたいというふうに思っております。

あと、世田谷区の関係でしたか。すみません、世田谷区の関係は、ちょっと調べてはいませんが、あくまで……。

○議長（大石哲雄）

課長、座ってやっても構わん。座っても構わん。

○振興課長（平尾好孝）

いいですか。ありがとうございます。座って説明させていただきます。

世田谷の関係は調べてはいないんですが、上富田町としましては、現行の審査会については、今までも定期的に目的外利用や開示請求等の状況を報告させていただいておりますし、新たに設置する情報公開・個人情報保護審査会におきましても条例には規定しておりませんが、従来どおり定期的に審査会に本町における個人情報の運用状況、つまり情報の漏えい等の報告も含め報告させていただき、適正な管理と運用に努めてまいりたいと考えております。もちろん個人情報保護委員会への報告事項が発生した場合も、その旨の報告を審査会のほうにさせていただこうというふうに考えております。

あと、アメリカの関係のクラウドサーバーの関係ですけれども、これについては、先ほども説明させていただきましたけれども、あくまで地方自治体、あるいは上富田町としましては、この国の保護法、これに基づいて適正にその法の範囲の中で運用させていただいておりますし、このアメリカの第二期政府共通プラットフォームの関係ですか、この関係につきましても、やっぱり国のほうできっちりと国際的制度の調和や海外のデータ保護機関との執行協力等を担う委員会が法全体を所管して管理していただいておりますので、それを信じてやっていくしかないかなというふうに感じています。

以上です。

○議長（大石哲雄）

副町長、山本君。

○副町長（山本敏章）

まず、個人情報の中で行政機関による加工情報の部分ですけれども、これについては、当面の間、基本的に都道府県であり、指定都市のみの提案募集を義務づけることになっています。このことは、個人情報保護委員会規則の中に明記されている部分でありまして、今後、そこで提起された内容については、他の市町村はこれを適用するとなっておりますので、その部分ということは、今後恐らく、先ほど言われた東京都の中の話になってこようかと思っておりますけれども、提案された内容について、今度それがいわゆる個人情報保護審査会の中でその内容を協議するということができると思うんですけれども、一地方公共団体においては、それは認められておりませんので、あくまでも提供された内容について準じてやりなさいよということになっていますので、そののところは一概に全て、例えば上富田町が言うて通るといようなものではないということだけのご理解をお願いしたいと思います。

○議長（大石哲雄）

答弁終わりですか。

○副町長（山本敏章）

はい。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○9番（吉本和広）

副町長さんの答弁と課長さん答弁とちょっと食い違いがあるように思うんですが、先ほど審査会において、DVであるとかそういうものについて通るのかということは、今後、審査会で議論していくということをさっき言われたと思うんですけれども、課長さんのほうからは、それと、漏えいした場合のことであるとかそういうものとか、運用だ

ったかな、運用する場合も相談をかけるというような趣旨の内容を言われていたと思うんですけども、今、副町長さん言われたのは、それは国の指導から適用できないような話になって、そこ、2人の答弁がちょっと矛盾しているように思うんですが、ただ世田谷区では、既にこういうことを委員さんの話の中で世田谷区も判断して載せるわけですね。だから法律の範囲内であるという解釈の下で行っておるわけです。

ですから、やっぱりその辺、さっきも言いましたけれども、法的拘束力は委員会にはありません。ですから、その点を踏まえて、やはり自分たちの町の住民の個人情報を含めて今まで守ってきたのは、地方自治体がまずこれをつくって守ってきたと思うんですね、国がつくる前から。だから、やっぱりその趣旨を踏まえて、先ほど課長さんが言われたように、審査会において、私はやっぱり後からやるのはおかしいと思いますけれども、でも、今、ここまで来たわけですから、審査会にきちんと行政が処理することを守るのが審査会ですから、それがきちんとどう変化しているのかを報告も受けて、それについて意見を述べていくという。それで漏えいした場合もきちんと報告を受けて、それについてのことも審議するというのが審査会、やっぱり課長言われたとおりの役割だと思うので、今後、その審査会において、きちんとその議論をしていただきたいということが1点、言っておきたいと思います。その辺はどうなんですか。

○議長（大石哲雄）

副町長、山本君。

○副町長（山本敏章）

論議するとか議論するということを僕は否定しているわけじゃないですよ、それは。当然、審査会の中で議論することが必要やと思います。しかし、法の流れからいうと、あくまでも個人情報保護委員会に対する、例えば条例を制定したときの届出義務というのは、第167条第1項に規定されているわけですよ。そうでしょう。そこはご理解いただいていると思うんですけども。だから、その中で条例を制定するに当たっては、全国ルールを超えた部分について定めることはできません、容認できませんと、許容できませんということは、この審査会のほうが申し出ているわけですよ。それをなおかつやったことを条例として出してくださいね、報告してくださいね、審査会の中の義務づけとして法律で決められている以上、それに一旦ルールとして従っていく以外、僕はないと思っています。

ただ、審議会の中で、先ほど言いますように、いろんな問題が出たときに、それは協議し、検討することは必要やと思いますよ。必要やと思いますけれども、それが全部を、例えば統括していくかという場合では今のところ僕はないということを行っているんです。それは、あくまでも国のほうが法改正をするなり附帯決議に基づいて法改正をする

なりした場合に、それに準じてやっていくことはできると思います。だから、同じことは各地方公共団体において、例えば都道府県であったりとか政令都市であっても、同じような課題というのを持っているはずなんで、それに対して協議されてくれば、おのずと通達が来ます。それに基づいてまた審議していくこともできると思うんです。だから、それを前もって審議することを私は否定しているわけじゃないですよ。だからそれをやることはできますけれども、それをすぐに条例化していくということに対してはなかなか難しいと。今の考え方からいうと、やっぱり個人情報保護審査会の届出義務がある以上、改正するたびにそれを、届出をしていかなければならなくなっていますので、そのあたりについては十分注意する必要があるということを僕は申したわけです。その点だけご理解ください。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

個人情報保護に関する法律施行条例制定についての反対討論を行います。

この法律の範囲内において、施行条例に加えることがあるにもかかわらず、町の個人情報審査会の役割や条例要配慮個人情報などを諮問してないことは大きな問題です。本町の個人情報保護条例は、個人情報があるものであることを十分理解した上で条例の目的を基本的人権の擁護にあるとしていました。しかし、2021年5月12日に可決成立した今年4月1日から施行される個人情報保護法は、国や地方自治体が保有する個人情報の利活用を最大の目的にしつつ、個人情報を法律の範囲内で個人の権利擁護を保護するものに考え方を改めてしまいました。

本町の個人情報保護条例は、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、その他不当な差別、偏見、その他不利益を生じないように取扱いに特に配慮を要する要配慮個人情報を取得しないことになっていましたが、個人情報保護法は、取得制限を設けず、要配慮個人情報を法律の範囲内で活用することになりました。さらに本町の個人情報保護条例は、個人情報のオンライン結合は、収集した理由との関

係で目的外使用になるとして結合してはならないことになっていましたが、個人情報保護法は、オンライン結合には一切制限を設けず、まさにこの点を最大の目的として結合し利活用することになりました。

自治体が保有する個人情報は、2025年度までに自治体業務の統一標準化を目指す中で集約され、ガバメントクラウドに登録されます。このガバメントクラウドの実現のために、日本政府はアメリカのアマゾンとグーグルと契約しました。したがって、日本の地方自治体の膨大な個人情報は、アメリカ企業によって管理されることとなります。重大なのは、アメリカの諜報機関がデータの提出を求めたら、米国企業は、世界のどこにデータがあっても提出しなければならないという法律があることです。実際に、この法律によって米国企業が管理するクラウドデータは諜報機関に提出されています。国内の企業に提供するものは匿名加工情報であり、ビッグデータの利活用にとどまりますが、日本の自治体の個人情報は、アメリカ政府には生のまま提出されることとなります。これは許し難いことではないでしょうか。我が国の個人情報保護法は、国民に対して忘れられる権利を認めず、個人情報の取扱いに対する自己決定権を認めていません。また、プロファイリングに異議を唱える権利も保障していません。個人情報は、法律の範囲で利活用できるので、法改正のたびにオンライン上でデータの結合が行われることとなります。

マイナンバーカードは、健康保険証と結合され、運転免許証や大学の学生証、在留カードへと活用が拡大される計画の中にあります。さらに政府は、全ての預貯金口座や国税、年金とのひもづけも視野に入れて動いています。マイナンバーカードは、ひもづけが拡大すればするほどセキュリティ上の課題が増大し、情報漏えいは避け難くなります。どんなに地方自治体内部でセキュリティを強化しても、自治体外部での活用が強まれば情報漏えいの危険が増大するのは明らかです。マイナンバーカードの動きと個人情報保護法とは深くリンクしていると言わなければなりません。

個人情報は個人のもので、自治体はこのことを自覚し、個人情報を守ることによって基本的人権を守る責任があります。施行されようとしている個人情報保護法と国の個人情報の取扱い方は、個人情報保護の名に値しません。地方自治体は、個人情報保護法の問題点を全て洗い出し、住民の膨大な個人情報を直接扱う機関として異議を申し立て、改善を求める使命があります。地方分権によって国と地方は対等になりました。地方分権の精神を發揮し、個人情報を保護するために、自治体の使命を十分に果たすことを求め反対討論を終わります。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第1号、上富田町個人情報保護条例の全部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第2 議案第2号

○議長（大石哲雄）

日程第2 議案第2号、上富田町情報公開・個人情報保護審査会条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第2号、上富田町情報公開・個人情報保護審査会条例を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第3 議案第3号

○議長（大石哲雄）

日程第3 議案第3号、上富田町情報公開条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第3号、上富田町情報公開条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第4 議案第4号

○議長（大石哲雄）

日程第4 議案第4号、上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第4号、上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第5 議案第5号

○議長（大石哲雄）

日程第5 議案第5号、上富田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第5号、上富田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第6 議案第6号

○議長(大石哲雄)

日程第6 議案第6号、上富田町国民健康保険条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第6号、上富田町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第7 議案第7号

○議長(大石哲雄)

日程第7 議案第7号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

国民健康保険協議会の会議録を見ると、委員の方が、3,000万円の基金を使っているが、モデルケースの所得251万円、40歳代夫婦で未成年の子供2人の4人世帯で固定資産税5万円の場合、令和5年度年間41万5,300円になり、昨年より3万9,200円上がることになる。その前の年には6万5,000円ぐらい上がっていないか。令和3年度から2年間で10万上がることになる。これは物すごくきつい負担になると発言しています。コロナ禍に加えて、物価高騰の上に給料が上がらないという大変な状況で、国保税が上がると生活に支障が出ます。

和歌山県国保運営方針には、保険事業に関わる費用についての繰入れなどの決算補填目的以外のもの、各市町村の政策により積極的に行われるものへの法定外の一般会計からの繰入れは行ってよいとしています。

令和5年度の予算案を見ると、町民税で3,600万円の増加、固定資産税で市ノ瀬の太陽光パネルの固定資産税の1億6,000万円増加を見込んでいます。18歳以下の子供の均等割免除を行う費用は約850万円です。町民税と固定資産税を合わせた増加額、見込額の5%にもなりません。

私は、まず1年緊急的に約850万円を一般会計から繰り入れ、18歳以下の子供の均等割免除を行うべきであるとの見解ですが、町長はどのように考えますか。

○議長（大石哲雄）

暫時休憩します。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時09分

○議長（大石哲雄）

再開します。

答弁願います。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

お答えします。

この間の予算審査特別委員会の中でも答弁させていただきましたが、私としたり一般

財源のほうからこの部分に持ち出すことも考えておりませんし、今の現状で賦課割合の変更はございません。その中で全体的にこの提案理由を書かせていただいておりますが、県統一に向けた賦課割合の変更が必要であること、また、国民健康保険事業運営に必要な財源の確保のため本案を提案するとさせていただきます。

以上です。

○議長（大石哲雄）

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

県の統一にすることはその年までに行うということですので、その年までに行ったらいいと思うんですけども、ただ私が質疑しているのは、今年度は大変厳しい物価高の中で繰入れが県もできるということであるので、今、行わないということはお聞かせ願ったんですけども、その理由が財政的なことなのか、必要がないという考えなのか、どのような観点からそれが必要ないか判断されたのかをお聞かせ願えますか。

○議長（大石哲雄）

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

この部分については、やはり県の統一に向けた賦課割合の変更のため、そして、あと実際、基金をちょっと残しておく必要があるため、3,000万円の取崩ししかできていない状況なんで、それ以上についてはすることはできないと考えております。

以上です。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○9番（吉本和広）

今、基金を今後も統一までの間に使っていきたいと、それはちょっとあれですけども、理解は一定できるんです。だからこそ、私は一般会計から、県が否定していないんだから、子育ての観点で緊急的に今年度に限ってのみ、まず、そういうことを行わない理由というのは、県統一のことはそれはそれでその年までにやればいわけですから、今年度に限って、今、物価が物すごく上がっている中で政策的にやらない理由というのはどういう理由からなのかということをお聞かせ願いたいんです。

○議長（大石哲雄）

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

今の質問なんですけれども、国保だけの部分の予算で、その部分をするということで、

子育て世帯の関係であれば、令和5年度の一般会計の中でも子育て世帯の応援給付金、妊娠と出産の部分のそういうところも、国の分の上乗せで2万5,000円、2万5,000円の5万円を上乗せするような子育て世帯の予算も取っておりますので、そういうところでも、国保だけじゃなしに全体の予算を見れば、この部分については私はする必要がないと思っております。

以上です。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

議案第7号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対する反対討論をします。

この条例の均等割の負担率は昨年より増え、所得割、平等割の負担率も、医療保険分、後期高齢者支援分で増えています。前年度に比べて1人平均1万円の負担増となる見込みです。

和歌山県国保運営方針には、保健事業に係る保険費用についての繰入れなどの決算補填等目的以外のもの、各市町村の政策により積極的に行われるものへの法定外の一般会計からの繰入れは行ってよいとしています。

コロナ禍に加えて、物価高騰の上に給料が上がらないという大変な状況です。国保加入者の多くが低所得者であることを考え、まず1年、緊急的に子育て支援の観点から、一般会計から約850万を繰り入れて18歳までの子供に係る均等割の全額免除に踏み切ることも必要ではないかと考えます。

よって、議案第7号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対します。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第7号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(大石哲雄)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第8 議案第8号

○議長(大石哲雄)

日程第8 議案第8号、上富田町一般廃棄物中間処理施設整備事業費準備基金条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第8号、上富田町一般廃棄物中間処理施設整備事業費準備基金条例を採

決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

10時30分まで休憩します。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時27分

○議長（大石哲雄）

再開します。

△日程第9 議案第9号

○議長（大石哲雄）

日程第9 議案第9号、令和4年度上富田町一般会計補正予算（第6号）について質疑を行います。

歳入歳出一括でお願いします。

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

1点目、6ページなんですけれども、この間、予算委員会でもお聞きしたんですけれども、詳しくお聞きできなかったのでお聞きしたいんですけれども、これ、1年分が1,300万円で、あのときはし尿処理費と天然芝のこと等が中心で1,300万と話されたと思うんですが、詳しくし尿処理費が幾らで芝が幾らなのかというのと、前の契約が幾らで今回の芝の契約については幾らになっているのか、それで、金額以外契約で変わっているようなところがあるんだったら、ちょっと教えていただきたいというのが1点目です。

それと、23ページのさわやか上富田まちづくり基金繰入金というのが3,280万になっておるんですけれども、これは当初の予算よりも増やしたということなんですけれども、何に使われたのかというのが、もしあるなら教えていただきたいということと、35ページの会計年度任用職員の報酬が1,200万円減額になっておられるんですけ

れども、この減額がなぜ起こったのかお聞かせ願いたいと。

それと、45ページに委託料のところで指定管理料が924万減額になって、増額が924万となってゼロになっておるんですけれども、これがちょっと意味が、どういう経過で、この内容説明をお願いしたいというのと、51ページの図書購入費が40万減額になっておると思うんですけれども、児童用図書ですね。これ、なぜ予算どおり買わずに減額されているのかお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（大石哲雄）

平尾君。

○振興課長（平尾好孝）

お答えします。

まず初めに、6ページの体育施設指定管理料の増額分につきましては、先ほどおっしゃられたとおり、令和5年度から令和7年度、年1,300万の3,900万、新たな負担行為額であります。

これは、当初、令和3年度に指定管理を契約したときに、令和4年度から令和7年度、それぞれ年間2,300万の契約で、その4年間の債務負担行為を組んでいました。債務負担行為というのは、その限度を定める額ということで、その限度を超える場合は、新たな負担行為を結ばなければならないというふうになっておりますので、それを新たな協定書に基づいて、また新たな負担行為を起こしたということでもあります。

順序が逆になるんですが、まず45ページの924万円、この増減についての質疑もあったと思うんです。これについては、今、言われたように、上限額2,300万を超えた部分がこの924万円になりますので、新たな協定書に基づく新たな負担行為に基づく振替をしているんです。今ここに2,300万の協定書があって負担行為額もある。新たにそれを超えた部分は、再度新たな増額分として上げさせてもらった、振り替えさせてもらったということでもあります。当初のときは、それをがっちゃんこしてやっていたんですけれども、それをちゃんと明確に分けたということでもあります。

この924万の内訳です。内訳につきましては、当初の予算委員会の中でも説明はさせてもらったんですけれども、食育交流センターの振替分、これが124万1,000円。これ、何で振り替えるかという説明はさせてもらったんで、今日は省略させていただきます。あと浄化槽のくみ取り、これが701万円。これもそもそもは一般管理費の普通の科目で出していたのを、同じこの指定管理の中に含むということで、これも。だから、全体の金額はこの部分については変わっていません。残り98万9,000円、これについては物価高騰による芝生の管理も含めての分になります。

この芝生の管理の幾らから幾らになったかという詳細は、今、手持ちに持ち合わせていませんので、また後ほど吉本議員に提出させていただきますが、芝生の肥料とか水代とかそういった部分で、電気代も含めてもそうですけれども、増えてきたということになっています。

これにつきましては、令和5年度、令和6年度、令和7年度についても同額を見込んで、その分の債務負担行為も組ませていただいておりますが、これも予算委員会の中でも説明をさせていただきましたが、そのときそのときの物価とか、社会情勢に応じて、今、限度額は押さえていますけれども、それだけ要らない場合もありますので、その情勢に応じて協定を結んでいきたいというふうに考えております。

それと、ふるさと納税の関係の23ページのさわやか上富田まちづくり基金の繰入金3,280万円の内訳ですけれども、1点は、ふるさと納税の返礼品に係る金額として2,220万円、それと、基金の取扱い手数料、これが1,260万円、これは29ページの歳出のほうに同じ金額が載っております。29ページ見ていただけたら、記念品代とさわやか上富田町づくり寄付金取扱手数料ということで、こちらのほうに同じ金額を計上させていただいております。

残りは青少年育成町民会議100万円の減ということになっております。これ、都市との交流事業をしなかったということで下ろしています。それともう1点は体育協会の100万円、これも減とさせてもらっています。これはマラソンが実施できなかったということで、それに充てる費用としていましたが、それを落とさせてもらう。全部プラス・マイナスで3,280万ということになっております。

以上です。

○議長（大石哲雄）

芝君。

○福祉課副課長（芝 健治）

35ページの件についてお答えいたします。

こちらは保育所費の報酬ということで、会計年度任用職員の報酬でございますが、当初予算の編成時、大体いつも1月、2月頃になるわけですけれども、それと保育所の入所決定の時期、児童の入所決定の時期とは大体同時期ということになります。その時点においてはまだクラスの編成を見た予算計上というものはこれはなかなか不可能ということもありまして、おおむね両園で1億円程度の大きめの金額で計上しているところがあります。

そうした中で、今回、残額について減額をさせていただいたというところがございます。去年よりもおおむね400万円程度多く決算見込みとはなっておるということをお

し添えたいと思います。

以上です。

○議長（大石哲雄）

平岩君。

○教育委員会事務局副局長（平岩 晃）

お答えをいたします。

児童用図書購入費の40万円の減額の内訳でございます。こちらの金額については、12月の補正予算におきまして、岩田小学校の図書の充実にとということで地元の方から寄付をいただいたということで、100万円補正予算を計上させていただいた経緯がございます。

これについては、図書の司書を中心に、児童書の充実を図るために適時計画的に購入を行っていらっしゃるようです。これにはかなり時間と、図書館司書については週1回こちらの小学校に出向いておりますので、ちょっと時間的なところが十分この100万円消化と、使い切るというところはちょっと難しい現状もございます。

さらに、加えて児童の意見とか要望も聞きながら計画的にもう少しじっくりと時間をかけながら行いたいと、12月以降の限られた期間でありましたので。こちらふるさと寄付金を活用した事業になります。令和5年度以降、またこちらの基金を活用して購入をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○9番（吉本和広）

保育所の職員をその時点で入れるのが、多めに予想して職員を見込んでいたということで、確定したら、それほど入れる必要がなくなったから、会計年度任用職員の数が減ったという認識でよろしいんですか。

○議長（大石哲雄）

芝君。

○福祉課副課長（芝 健治）

お答えします。

おっしゃるとおりでございます。

あと、保育所の一人一人の会計年度の職員さんにおいては、例えば半日だけ来られるという方もおられたりしますので、一概にはなかなか人数分とその金額とは一致しないということも、何とぞご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（大石哲雄）

よろしいか。

○9番（吉本和広）

はい。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第9号、令和4年度上富田町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第10 議案第10号

○議長（大石哲雄）

日程第10 議案第10号、令和4年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第10号、令和4年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第11 議案第11号

○議長（大石哲雄）

日程第11 議案第11号、令和4年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第2号）について質疑を行います。

歳入歳出一括でお願いします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第11号、令和4年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第12 議案第12号

○議長（大石哲雄）

日程第12 議案第12号、令和4年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第2号）について質疑を行います。

歳入歳出一括でお願いします。

11番、松井君。

○11番（松井孝恵）

7ページの右側の一番下の墓地使用料返還金27万6,000円とあるんですけども、こういうご時世ですので、今後の見込みとしたらどんなふうになっていくのかなと、どう考えているのかお聞きします。これ、墓地を売ったお金というのをプールしておいていないですね。だから、どんな形になっていくのかなということをお答えください。

○議長（大石哲雄）

栗田君。

○建設課長（栗田信孝）

お答えいたします。

この予算の件ですけれども、墓地使用料3件分です。墓地に係る際に永年使用料を支払い、必要がなくなり返還する際に、永年使用料の半額を町が個人に返還するものでございます。今回につきましては、1平米当たり6万円で3件分、9.17平米の半額分を計上してございます。

今後についてですけれども、この規約に基づいて随時進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

よろしいか。

○11番（松井孝恵）

はい。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第12号、令和4年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第13 議案第13号

○議長（大石哲雄）

日程第13 議案第13号、令和4年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第1号）について質疑を行います。

歳入歳出一括でお願いします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第13号、令和4年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第14 議案第14号

○議長（大石哲雄）

日程第14 議案第14号、令和4年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第2号）について質疑を行います。

歳入歳出一括でお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第14号、令和4年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第15 議案第15号

○議長（大石哲雄）

日程第15 議案第15号、令和4年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第2号）について質疑を行います。

歳入歳出一括でお願いします。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第15号、令和4年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第16 議案第16号～日程第24 議案第24号

○議長（大石哲雄）

これより日程第16 議案第16号、令和5年度上富田町一般会計予算から日程第24 議案第24号、令和5年度上富田町特別会計朝来財産区予算まで9件を一括議題といたします。

当初予算の件につきましては、予算審査特別委員会においてご審議をいただいております。提出のありました委員会審査報告書はお手元に配付しておりますので、事務局長より朗読させます。

事務局長。

○事務局長（櫻山裕子）

朗読いたします。

令和5年3月20日、上富田町議会議長大石哲雄様。

予算審査特別委員会委員長山本哲也。

委員会審査報告書。

令和5年第1回（3月）定例会において本委員会に付託された各会計の予算案については、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、議件。

議案第16号、令和5年度上富田町一般会計予算から議案第24号、令和5年度上富田町特別会計朝来財産区予算までの9件。

2、審査結果。

議案第16号から議案第24号までを原案可決とする。

3、審査年月日。

令和5年3月3日、令和5年3月14日、令和5年3月15日。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する委員長の報告を求めます。

委員長、5番、山本哲也君。

○5番（山本哲也）

おはようございます。

ただいま議題となりました議案第16号、令和5年度上富田町一般会計予算から議案第24号、令和5年度上富田町特別会計朝来財産区予算までの9議案につきまして、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果をご報告申し上げます。

議案第16号から議案第24号までの9議案は、去る3月3日に当予算審査特別委員会に付託され、3月14日、15日の2日間で当局から説明を受け、その後、質疑、討論、採決を行いました。

その結果、付託された9議案のうち、議案第16号から議案第20号までの5議案については、賛成多数により可決すべきものとなりました。

また、議案第21号から議案第24号までの4議案については、全会一致により全て原案のとおり可決すべきものとなりました。

各議案審査の過程においては、前年対比による増減理由、主な事業に関する説明書により新規事業などの内容及び効果や積算根拠をただし、財政の健全性は確保されているか、行政の効率化・能率化は図られているか、また、決算審査の指摘事項などが予算に反映されているかどうかなど、質疑、提言は広範にわたりました。

一般会計の総額は70億400万円で、前年対比4,700万円の増という過去最高の予算規模となりました。主な事業である岡地区公園整備事業、なのはな保育所改修事業、防災・安全交付金事業、電子黒板購入事業、(仮称)南紀の台・パブリック地区コミュニティセンター建設事業等に係る費用の計上が予算増額の要因となっています。

総括的には、厳しい財政状況でありながらも、町単独で行う給付金事業を含む出産・子育て応援交付金事業や物価高騰分を町負担とする学校給食運営事業費の増額等、積極的な予算編成であると考えているところです。

新年度予算の執行につきましては、委員会において可決の議決を得たことの重みをしっかりと受け止めていただき、新年度予算の執行につきましては、予定事業の推進に当たるとともに、今後も予算の精査に努められることを強く要望して、委員長報告といたします。

○議長（大石哲雄）

以上をもって委員長の報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

△日程第16 議案第16号

○議長（大石哲雄）

日程第16 議案第16号、令和5年度上富田町一般会計予算について討論を行います。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

議案第16号、令和5年度上富田町一般会計予算に対する反対討論を行います。

福祉政策で、安心して住み続けるために、デマンド型コミュニティバスによる移動手段を確保することと、防災対策として無料で戸別受信機の貸出しを行うこと、町が5万円を上乗せして出産・子育て応援交付金事業などを行うことは評価できます。しかし、地球温暖化対策としてCO₂を削減する事業はほぼありません。商工費のスポーツセンター等管理費が増額され、広く町外の方への取組となっています。当町において経済波及効果を期待しての地方創生ですが、立ち止まって検証されているでしょうか。

その一方で、町内に目を向けたとき、国保の均等割が大幅に値上げされる下で、子育て世代の負担が大きく増えています。赤字補填以外の町の政策による繰入れは禁止されていませんが、そのような対応がなされていません。コロナ禍と物価高騰の中で、経営が大変になっている中小零細事業者への町独自の助成が今後必要だと思います。

また、公立保育所では、会計年度任用職員は約3分の2を占め、保育士が確保できず、待機児童が出る状況です。保育を民営化するのではなく、正職員を増やす必要があると思います。

上富田町は類似団体に比べて会計年度任用職員が多く、正職員の負担は大きいと思います。改善は見られますが、まだまだ不十分です。また、会計年度職員の処遇改善も不十分です。そういったことへの対応が見られないことから、議案第16号、令和5年度上富田町一般会計予算に反対します。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

1番、井溪君。

○1番（井溪港斗）

議案第16号、令和5年度上富田町一般会計予算に対する賛成討論を行います。

2日間の予算審査特別委員会において、全ての予算、事業内容をつぶさに審査した結果、各担当課の掲げる諸事業への意欲と町行政全般のエネルギーの高さを感じ、各事業の裏打ちにふさわしい予算であると思います。

まず、町長の掲げる子育て支援重視の予算内容ですが、妊娠・出産時に合わせて国の事業に町独自で各2万5,000円上乗せ給付する予算750万円の計上があり、おたふく風邪ワクチン接種費用の一部助成70万5,000円、学校給食費の食材高騰分の町負担約600万円を計上、また、学校教育の設備では、電子黒板を小・中学校に配置する予算1,230万円、なのはな保育所の認定こども園に向けてハード面、ソフト面での取組があり、その改修・設計及び工事費で1,860万円の計上があります。

また、本年度予算に計上されていませんが、18歳までの子ども医療費無料化に向けて、任期中に何らかの形で実施したいと、中井議員の一般質問に一步踏み込んだ町長答弁をされました。全ての子供の命を尊び、そして、その成長を支えるという町の行政姿勢を鮮明に表わした予算となっています。

また、まちを元気に活性化するスポーツ振興の中の大きなイベントの一つである紀州口熊野マラソンを4年ぶりに開催するための予算を計上、長年、地域の皆さんの願いがありました（仮称）南紀の台・パブリック地区コミュニティセンターの設計監理も計上され、地域住民のコミュニティーの拠点に、また、防災及び災害時における拠点として多目的な機能を備えた施設となります。

その他、ふるさと納税の寄付金は2億円も計上、あるいは50歳以上の帯状疱疹ワクチンの接種費用の一部助成等も計上されています。

総じて約70億円余りの過去最大の予算となっていますが、事務事業の遂行に当たっては、いま一度無理・無駄がないか検討し、なお一層住民サービスの向上に努めていただくことを注文して賛成討論といたします。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第16号、令和5年度上富田町一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

この予算は委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案については可決することに決しました。

△日程第 17 議案第 17 号

○議長（大石哲雄）

日程第 17 議案第 17 号、令和 5 年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算について討論を行います。

討論はありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

9 番、吉本君。

○9 番（吉本和広）

議案第 17 号、令和 5 年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算に対する反対討論をします。

新政度の下でも賦課徴収の権限が上富田町にある中、令和 5 年度の上富田町の国保税率は、県が示す標準保険税率とせず、国保基金積立金 3,000 万円の取崩しで軽減措置を講じていますが、均等割の負担率は昨年より増え、所得割、平等割の負担率も医療保険分、後期高齢者支援金分で増えています。前年度に比べて 1 人平均約 1 万円の負担増となる見込みです。

モデルケースの所得 251 万円、40 歳代夫婦で、未成年の子供 2 人の 4 人世帯で固定資産税 5 万円の場合、令和 5 年度年間 41 万 5,300 円となり、昨年より 3 万 9,200 円上がることとなります。この 2 年間で約 10 万円上がることとなります。

コロナ禍と物価高騰の中、給与も上がらず、生活が大変な状況となっています。一般会計から法定外繰入れは禁止されていません。国保加入者の多くが低所得者であることを考え、子育て支援の観点からも、令和 5 年度、まず 1 年、緊急的に法定外繰入れを行い、18 歳までの子供に係る均等割の全額免除に踏み切ることも必要ではないかと思えます。

よって、令和 5 年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算に反対します。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第17号、令和5年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

この予算は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案については可決することに決しました。

△日程第18 議案第18号

○議長（大石哲雄）

日程第18 議案第18号、令和5年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算について討論を行います。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

議案第18号、令和5年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算に対する反対討論を行います。

後期高齢者医療保険制度は、75歳以上を別枠の医療保険に囲い込み、痛みを感じてもらおうと始まった医療制度です。保険料は2年に1回見直しされ、低所得者に対して均等割の軽減割合が令和3年度以降は軽減特例が廃止され7割軽減となり、まさしく高齢者に痛みを感じてもらおう政策となっています。

昨年10月から年収で単身200万円以上、夫婦世帯で320万円以上に対し、医療費の2割負担が実施されました。窓口負担2割になる方が令和5年3月末で282人となっています。

高齢になれば、医療にかかることが増えるのは当然です。複数の治療を行っている方も多く、医療費が2倍となり大きな負担となっています。高齢者の収入に占める医療費負担の割合は、若い世代に比べて3倍から4倍程度と高くなります。

マクロ経済スライド調整率が年金水準を引き下げするため、年金支給額は、実質的には

目減りしています。物価が高騰する中、少ない年金だけでの生活では医療抑制が起こり、重症化を招きます。よって、議案第18号、令和5年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算に反対します。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第18号、令和5年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

この予算は委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案については可決することに決しました。

△日程第19 議案第19号

○議長（大石哲雄）

日程第19 議案第19号、令和5年度上富田町特別会計介護保険予算について討論を行います。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

議案第19号、令和5年度上富田町特別会計介護保険予算に対する反対討論を行いま

す。

介護保険料は第8期の3年目です。低所得者保険料軽減措置が実施されていますが、年金生活者は年収の約1か月分が有無も言えない年金天引きとなっています。

また、令和3年8月より食事代等の補足給付費が改正されました。特に、第3段階の施設入所者は、月に食費が2万円以上上がるという負担増となりました。月10万円の年金の方がユニット型に入所すると、居住費、食費、自己負担額、介護保険料合わせて平均月11万1,000円となり、年金10万円を超える負担となります。これに加えて、おむつ代や洗髪代、衣服費、病気になれば医療費が必要となります。

高齢になれば、ショートステイや施設入所が必要になるのは当然です。しかし、補足給付費の改正によって安心して活用できない状況です。安心して介護の利用ができる予算になることを願って、議案第19号、令和5年度上富田町特別会計介護保険予算に反対します。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第19号、令和5年度上富田町特別会計介護保険予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

この予算は委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案については可決することに決しました。

○議長（大石哲雄）

日程第20 議案第20号、令和5年度上富田町特別会計宅地造成事業予算について
討論を行います。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

議案第20号、令和5年度上富田町特別会計宅地造成事業予算に対する反対討論を行
います。

宅地造成事業は減額に努力されていますが、繰上げ充用での対応となっています。今
後は町の保留地の売却に計画的に取り組み、毎年行われている繰上げ充用額の減額にさ
らに努められるよう発言し、議案第20号、令和5年度上富田町特別会計宅地造成事業
予算に反対します。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第20号、令和5年度上富田町特別会計宅地造成事業予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

この予算は委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案については可決することに決しました。

△日程第 2 1 議案第 2 1 号

○議長（大石哲雄）

日程第 2 1 議案第 2 1 号、令和 5 年度上富田町特別会計奨学事業予算について討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 2 1 号、令和 5 年度上富田町特別会計奨学事業予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

この予算は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案については可決することに決しました。

△日程第 2 2 議案第 2 2 号

○議長（大石哲雄）

日程第 2 2 議案第 2 2 号、令和 5 年度上富田町水道事業会計予算について討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 2 2 号、令和 5 年度上富田町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

この予算は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案については可決することに決しました。

△日程第 2 3 議案第 2 3 号

○議長（大石哲雄）

日程第 2 3 議案第 2 3 号、令和 5 年度上富田町下水道事業会計予算について討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 2 3 号、令和 5 年度上富田町下水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

この予算は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案については可決することに決しました。

△日程第 2 4 議案第 2 4 号

○議長（大石哲雄）

日程第 2 4 議案第 2 4 号、令和 5 年度上富田町特別会計朝来財産区予算について討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 2 4 号、令和 5 年度上富田町特別会計朝来財産区予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

この予算は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案については可決することに決しました。

△日程第25 議案第25号

○議長(大石哲雄)

続きまして、日程第25 議案第25号についてを議題といたします。

上大中清掃施設組合規約の変更について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第25号、上大中清掃施設組合規約の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時34分

○議長（大石哲雄）

再開します。

13時30分まで昼食休憩といたします。

休憩 午前 11時34分

再開 午後 1時27分

○議長（大石哲雄）

再開します。

税務課、笠松課長から、午後からの会議について欠席届が出ております。

お諮りします。

ただいま町長から、議案第28号、令和5年度上富田町一般会計補正予算（第1号）が提出されております。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

△追加日程第1 議案第28号

○議長（大石哲雄）

追加日程第1 議案第28号、令和5年度上富田町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

本日、追加議案として、議案第28号、令和5年度一般会計補正予算（第1号）を提案させていただきます。

これは、先ほどご承認賜りました令和5年度一般会計当初予算の編成中には確定しておらなかった案件が2つ確定し、いずれも早急な執行が求められていることから、本定例会に補正予算として提出するものです。

一つは、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種についてであります。

令和5年3月7日に、厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会）において、令和5年度のワクチン接種体制が決定されたことを受け、本町においても令和5年度にワクチン接種を実施するための事業費約6,000万円を措置いたしました。

もう一つは、下鮎川地区の災害復旧事業についてであります。令和3年8月の地滑りにより通行止めとしている下鮎川の町道一乗寺加茂線の災害復旧事業について、3月15日、16日に国の災害査定を受け、査定額の決定をみました。これを受けて、早期復旧に向けた災害復旧事業費約1億6,000万円を措置いたしました。

詳細につきましては、担当より説明させますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

総務課副課長、目良君。

○総務課副課長（目良大敏）

よろしくお願ひいたします。

私からは、議案第28号についてご説明いたします。

議案第28号、令和5年度上富田町一般会計補正予算（第1号）。

令和5年度上富田町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億1,918万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億2,318万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年3月20日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

15款国庫支出金、補正前の額に1億6,570万円を追加し、9億4,348万6,000円と定めております。

1項国庫負担金では、補正前の額に3,260万4,000円を追加。

2項国庫補助金では、補正前の額に1億3,309万6,000円を追加。

19款繰入金、2項基金繰入金では、補正前の額に28万円を追加。

22款町債、1項町債では、補正前の額に5,320万円を追加。

歳入合計では、補正前の額に2億1,918万円を追加し、72億2,318万円と定めています。

3ページをお願いいたします。

歳出です。

4款衛生費では、補正前の額に5,898万円を追加し、8億7,774万2,000円と定めています。

1項保健衛生費では、補正前の額に5,898万円を追加。

10款災害復旧費では、補正前の額に1億6,020万円を追加。

2項公共土木施設災害復旧費では、補正前の額に1億6,020万円を追加。

歳出合計では、補正前の額に2億1,918万円を追加し、72億2,318万円と定めています。

次のページをお願いいたします。

「第2表 地方債補正」。

追加です。

8、災害復旧事業、限度額を5,320万円と定めています。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、当初予算のものと変更ございません。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、このページから7ページまでは、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

各内訳につきましては、歳出からご説明いたしますので、10ページをお願いいたします。

3、歳出。

4款衛生費につきましては、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、令和5年度の新型コロナウイルス感染症のワクチン接種体制が決定されたことを受け、接種のための予算を措置するものです。

1項保健衛生費、2目予防費では、補正前の額に5,898万円を追加。

1節報酬から4節共済費及び8節旅費につきましては、ワクチン接種に従事する会計年度任用職員と職員の報酬、手当などを計上しております。10節需用費及び11節役務費につきましては事務費を措置。12節委託料では、医療機関での接種や集団接種に係る接種体制や接種業務委託料などを措置しております。

続きまして、10款災害復旧費については、令和3年8月の地滑りにより通行止めとなっている下鮎川町道一乗寺加茂線の災害復旧事業となります。

2項公共土木施設災害復旧費、2目現年発生公共土木施設災害復旧事業費では、補正

前の額に1億6,020万円を追加。

12節委託料では、土砂の処分に当たって必要となる土壌検査費用を、14節工事請負費では、地滑りの災害復旧費用を措置しております。

主な工事内容としましては、土砂の撤去及びアンカー工42本の対策などののり面対策工となります。

次の12ページから13ページにつきましては、今回の補正に係る給与費明細書となりますので、恐れ入りますが、お目通しをいただきますようお願いいたします。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、8ページ、9ページをお願いいたします。

2、歳入です。

歳入につきましては、先ほど歳出でご説明した費用の財源を計上しております。

15款国庫支出金、1項国庫負担金では、ワクチン接種に係る負担金を、2項国庫補助金では、ワクチン接種及び災害復旧に係る補助金を措置してございます。

19款繰入金では、必要となる一般財源分28万円を財政調整基金から繰入れ。

また、22款町債、1項町債では、災害復旧債を措置しております。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

歳入歳出一括でお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第28号、令和5年度上富田町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第26 議案第27号

○議長（大石哲雄）

日程第26 議案第27号、上富田町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

私から、議案第27号を説明させていただきます。

議案第27号、固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者を、固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

記。

住所、上富田町下鮎川。

氏名、廣井哲也。

生年月日、昭和28年生まれ。

令和5年3月20日提出、上富田町長奥田誠。

提案理由の説明をさせていただきます。

平成29年4月より2期6年委員でありました上富田町下鮎川の廣井哲也氏が、本年3月31日をもって任期満了となります。

廣井氏につきましては、同委員として2期6年の経験と元役場職員として在職中には税務課、総務政策課などの職務を歴任しており、固定資産評価について十分な知識と認識があり適任であると考えておりますので、引き続き固定資産評価審査委員会委員として務めていただきたいので、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期につきましては、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間となります。よろしく願いをいたします。

以上で私からの説明とします。

○議長（大石哲雄）

これより本件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第27号、上富田町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を採決します。

本件はこれに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。

△日程第27 発委第1号

○議長（大石哲雄）

日程第27 発委第1号、上富田町議会の個人情報の保護に関する条例を議題といたします。

事務局長より朗読させます。

事務局長。

○事務局長（榎山裕子）

朗読します。

発委第1号、上富田町議会の個人情報の保護に関する条例。

上富田町議会の個人情報の保護に関する条例を、別紙のように制定したいので、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに上富田町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和5年3月20日提出、上富田町議会運営委員会委員長松井孝恵。

理由。

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、上富田町議会における個人情報の保護に関し必要な事項を定めるため、本案を提出する。

以上です。

○議長（大石哲雄）

本案について、委員長より提案理由の説明を求めます。

11番、松井君。

○11番（松井孝恵）

上富田町議会の個人情報の保護に関する条例（案）についてご説明をいたします。

提案理由につきましては、個人情報保護に関する法律の一部改正に伴い、上富田町議会における個人情報の保護に関し、必要な事項を定めるものでございます。

発委第1号の最終ページ、20ページをご覧ください。

1、制定の趣旨として、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立、個人情報保護制度の国際的な調和を図ることを目的とした、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の制定により、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が改正されたことで、令和5年4月1日以降、議会は原則として改正法の適用対象外となることから、新たに議会における個人情報の保護に関する条例を制定することといたしました。

2、条例の内容につきましては、第1条から第3条に総則、第4条から第16条に個人情報の取扱い、第17条に個人情報ファイル、第18条から第43条に開示、訂正及び利用停止等、第44条から第46条に審査請求、第47条から第52条に雑則、第53条から第57条に罰則を定めています。

3、施行期日。

令和5年4月1日から施行するといたしました。

以上です。

○議長（大石哲雄）

これより本案について質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

まず最初に、5点質問いたします。

1点目は、憲法が保障する基本的人権は、第11条で、「この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられ

る」と規定している。

現行の町の個人情報保護条例は、基本的人権を擁護することを目的としている。しかし、今回、議会が制定しようとしている個人情報保護条例は、「個人の権利利益を保護することを目的とする」と規定している。違いは明らかである。

基本的人権は、生まれながらにして全ての国民に与えられた永久の権利、しかし、制定される条例は、個人情報保護法が規定する法律の範囲でのみ個人の権利利益を保障することになる。法律が変わることによって、権利利益の範囲や内容が変わる。今国会には、本人が申し出ない限り、金融機関の口座番号とマイナンバーカードがひもづけされる法案が提出されている。基本的人権の擁護と個人の権利利益の擁護には、決定的に大きな違いがあるのではないか。

2点目、議会の個人情報保護条例は、国の法律の適用を受けないのか。フリーハンドで作成できるのか。現条例を使うことも可能か。今よりよいものを自分たちでつくれるのか。

3点目、議会が取り扱う個人情報にはどのようなものがあり、この条例によって具体的な姿はどうなるのか。議会が扱う個人情報を個々に例示しながら説明していただきたい。

4点目、仮名加工情報と匿名加工情報の取扱いはどうなるのか。

5点目、受けることが想定される仮名加工情報や匿名加工情報も、議会が使用する目的が終了すれば廃棄する規定を設けるべきではないか。

以上5点、よろしく申し上げます。

○議長（大石哲雄）

11番、松井君、答弁をお願いします。

○11番（松井孝恵）

吉本議員さんの質疑にお答えしたいと思います。

まず最初に、基本的人権の擁護と個人の権利利益の保護には決定的に大きな違いがあるという質疑だったと思います。

そのご質疑について、まず、大前提として、条例の制定に当たっては憲法、その他の法令に抵触しないことといった制限がございます。憲法は、我が国の最高法規であり、法体系の頂点にあるものなので、条例が憲法に抵触してはならないのは言うまでもありません。つまり、憲法の保障する基本的人権を公共の福祉を越えて制約するような規定を設けることはできないと考えます。

当該条例案には、法令と同様に、基本的人権の擁護という直接的な記載はございませんが、個人情報を適正に取り扱うための措置を条例に定め、個人の権利を保護すること

が基本的人権の擁護につながるものと考えているところでございます。

次に、2つ目の質疑にお答えいたします。

議会の個人情報保護条例は、国の法律の適用を受けないのか。それからフリーハンドで作成できるか。それから、現条例を使うことも可能か。今よりよいものを自分たちでつくれるかといったようなご趣旨だったと思います。

地方議会は、国会や裁判所と同様に、自立的な対応の下、個人情報の適切な取扱いが図られることが望ましいことから、改正後の個人情報の保護に関する法律の共通ルールからは除外されます。ですので、フリーハンド、すなわち、ほかからの制約を受けずに作成できるのかということと、現行の町の条例を使うことも可能かというようなことについては、一般的な回答となりますが、さきに申し上げましたとおり、憲法や法律に違反しない法令の範囲内であれば可能だと考えております。

ただし、私たちは、この条例を制定するに当たり、住民の皆さんにとって混乱のもととならぬように、執行部と差異のない内容とすることを私たちは決めました。協議を行ってきたことと、また、当該条例案の基となっているのは、全国町村議長会をはじめとする3議長会、県と市と町村が総務省及び個人情報保護委員会事務局と協議の上、作成をし、法律とそごがない内容であることが確認された条例（例）だということを申し上げます。

それから、最後のご質問の今よりよいものが自分たちでつくれるのかということにつきましては、今よりよいものがどんなものなのかなということ、ちょっと具体的な内容がお示ししていただいておりますので、この点につきましては、今お答えはいたしかねます。なお、条例の制定は、簡単なことではないという認識は持っております。

それから、3つ目、議会が扱う個人情報にはどのようなものがあって、この条例によって具体的な姿がどうなっていくか。議会が扱う個人情報を個々に例示しながら説明してくださいということでしたが、議会が扱う保有個人情報とは、議会事務局の職員が職務上作成して、または取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいい、例えば請願とか陳情の署名簿や参考人、公述人等に関する情報などから、住民等から議会へ提出されたものや、傍聴人の受付票など、議会が独自に取得した個人情報、あるいは、退職議員さんを含む議員の経歴などの情報、それから議会事務局職員の人事情報などが想定されるものだと思います。

この取扱いについては、例えば保有については、業務の遂行上必要な場合に限り、かつその利用の目的を特定しなければならない、利用の目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない等としている第4条や、利用及び提供については、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、または

提供してはならない等としている第12条のように、当該条例案で規定された取扱いをしていくことになると思います。

それから、また議会では、保有個人情報のうち、本人の数が1,000人以上のものについては、個人情報ファイル簿を作成し、公表することになるかと思っています。

ほかにも当該条例案では、保有個人情報の漏えいや滅失等の防止のため、安全管理措置を取り、従事者の義務等を定めてございます。

次に、4つ目の仮名加工情報と匿名加工情報の取扱いについてのご質疑があったと思います。

仮名加工情報とは、個人情報に含まれる記述等の一部を削除することや、個人識別符号の全部を削除すること等により、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工している個人に関する情報をいいます。利用目的の特定が必要となり、第三者への提供は原則禁止となっているものです。なお、仮名加工情報は、個人を識別する目的で他の情報と照合することは禁止されます。

匿名加工情報も、特定の個人を識別することができないように加工している個人に関する情報ですが、復元することができないようにしたものをいいます。改正法の経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市を除く地方公共団体においては、行政機関等、匿名加工情報を提供する義務はないとされています。また、当該制度においては、1,000人以上の個人ファイルが対象となっています。いずれも当該条例の第15条、第16条に、それぞれの情報の取扱いに関わる義務が規定されておりますので、それに従って取り扱うこととなります。

最後の5つ目のご質問で、受け取ることが想定される仮名加工情報や匿名加工情報は、使用する目的が終了すれば廃棄する規定を設けるべきではないかのご質疑だったと思います。

一般に、文書の保存年限は、その文書が属する業務に関する法律等により定められますので、仮名加工情報の提供を受けた場合も、基本的には町の規定や法律により定められたものがある場合は、それに応じて取り扱うことになると考えています。

また、法定保存文書以外のものである場合は、提供者側から特に申出があった場合には、その取扱いについて協議し対応する可能性もあろうかと思っています。

また、匿名加工情報の適用を受ける場合には、相手方と行政機関等、匿名加工情報の利用に関する契約書を締結することになると思いますので、契約書の中で、契約終了後の措置等として、例えば情報を返却する、または情報を削除、処理する等と定めた場合には、そのように取り扱うことになると思います。

このように文書によっては、法定保存文書、法令上の義務に基づいて保存が義務づけ

られている場合や、契約により取扱いを定める場合もありますから、使用目的を達成したと判断したとき、もしくは、議長が別に定める保存期間が経過した後には、直ちにこれを廃棄しなければならないというような情報の取扱いを一律にする規定を盛り込むことは少し難しいと考えております。

以上です。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ございませんか。

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

要配慮個人情報の性格から言えば、議会が要配慮個人情報を取り扱うことは想定されないの、議会としては、収集しないことを条例に明記できるのではありませんか。

もう一点目、扱う個人情報がほとんどない状況です。仮名加工情報と匿名加工情報も議会として取り扱うことは想定されないのではないのでしょうか。議会として作成しないことを明確に規定できるのではないのでしょうか。

もう一点目、要配慮個人情報を収集しない。仮名加工情報と匿名加工情報を作成しない。受け取ることが想定される仮名加工情報や匿名加工情報も、議会が使用する目的が終了すれば廃棄するとの規定を盛り込めば、扱う個人情報の少なさとも関わって、目的に基本的人権の擁護を規定するのではないのでしょうか。最小限の修正を加えれば、議会の場合、基本的人権を擁護できるのではありませんか。

それと、先ほど1の質問で、憲法が守っているからと言われましたが、プライバシー権は、本人が了解して初めて守られる権利だと思うんですね。だから、法律が変わるとプライバシー権は狭まっていく。先ほども町のあれで述べましたが、それがさっき言わせてもらったように、マイナンバーカードと銀行のことについて、結びつけてもよいという回答を得なくても、不承認が返ってこなければ、もうオーケーされたとみなすということにおいては、プライバシー権等やっぱり大きな違いがあるのではないかと思うのですが、その点はいかがですか、4点お伺いします。

○議長（大石哲雄）

暫時休憩します。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時00分

○議長（大石哲雄）

再開します。

松井君。

○11番（松井孝恵）

吉本議員の質疑に答えたいと思います。

吉本さんからは、事前に質疑の内容もほとんどいただいていたのですが、打合せは一切してございませんので、今聞き取れなかった部分もございますので、答えられなかった場合は、もう一度お願いしたいと思います。

まず、最初におっしゃったのは、要配慮個人情報を収集しないと規定すべきではとおっしゃったと思いましたが、それでよろしいですか。

原則として、議員等の要配慮個人情報を本人の同意を得ずに収集することはありませんし、要配慮個人情報を議会が保有する具体的な事例というか、必要性は、現時点では想定されないと考えます。

しかしながら、将来的にこうした情報の取得について、必要が生じた際に適切な対応を取ることができる体制を整えておく、また、保有する個人情報の手続や取扱いに関して、執行部側と整合性を図るなどから、議会が要配慮個人情報を収集しない旨を規定することは、今、適切ではないのかなと考えております。

それから、2つ目は、仮名加工情報と匿名加工情報については、議会として取り扱うことは想定されるかとおっしゃったと思うのですが、両者は全国町村議長会が個人情報保護委員会及び総務省との協議の結果、議会が作出することは想定し難いと判断されておられますけれども、ただし、想定しているけれども、議会が受け取ることは想定されるところから、条例にその取扱い等について定める必要があるため、定義をしたものでございます。

その具体的な内容はどうなのかわれましても、ちょっとすぐに私も、専門家じゃないので答えられないのですが、そのように今返答させていただきます。

それから、すみません、ちょっと待ってくださいね。

基本的人権の記載をするべきということだったですか。すみません、もう一回ちょっと聞いてよろしいですか。

○議長（大石哲雄）

暫時休憩します。

休憩 午後 2時04分

○議長（大石哲雄）

再開します。

○11番（松井孝恵）

基本的人権の擁護ということと、それから、権利等の保護ということでは大きな違いがあるのかということとをまず考えてみたときに、確かに憲法に基本的人権と書いていて、条例のほうにはそういったことは記述全くされてないです。ただ、いわゆるその個人情報の中の保護という言葉の中に、私は、皆さんこれ議運でつくったのであれですけども、私はプライバシーの権利も含まれていると思うのです。

ですから、この言葉の違いというか、私は私なりに考えたんですけども、その擁護とか保護とかという日本語のこの漢字のつくりというのは、この「護」という字が全部、字がついていて、その前の漢字の意味を表すためによって、守るものの対象が決まってくるんですけども、私はこの個人情報の保護ということで、十分そのプライバシー権もそこに含まれると私は解釈してきたのですが、それもこれ議会運営委員会で決めたことですので、皆さんの個々の考え方は分かりませんが、私は含まれているんじゃないのかな、それで守られるんじゃないのかなと思うのです。私の解釈はそういうことなのであすけれども。あきませんか。

○議長（大石哲雄）

よろしいか。

吉本君。

○9番（吉本和広）

私が質問しているのは、議会は、この法の適用外だということからいって、法に規定されることを盛り込む必要はないわけで、ですので、さっき言わせてもらったように、法に従うということになると、さっき言ったプライバシーの権利がきちんと保障されないことが起こると。プライバシー権というのは、本人が初めて了解して成立するものがプライバシー権です。だから、先程も言いましたように、本人が了解という文書を出さないのに、届いてなかったらもう了解とみなすというような法律によって規定されていくというのは、本来のプライバシー権とは違うのではないかということ、どう考えているのかという質問をさせてもらったんですよ。だから、その点について答えていただけたらと思うのと。

地方分権の時代なので、議会は、議会の仕組みを活用して、やっぱりそういうことがきちんと制定できると思うので、その辺のことをお聞きしたいということです。

○議長（大石哲雄）

そういうことが起こるので、その辺のことと言われても、分かるか、質問。

○9番（吉本和広）

起こったこと、さっき。

○議長（大石哲雄）

明確に質問してください。明確に答弁しますから。

○9番（吉本和広）

明確に言ってんけどな。明確なんやけど。

○議長（大石哲雄）

暫時休憩します。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時09分

○議長（大石哲雄）

再開します。

松井君。

○11番（松井孝恵）

吉本議員さんの質疑に答えたいと思います。

繰り返しになりますけれども、当該の条例案につきましては、法令と同様に基本的人権の擁護というような直接的な記載はございませんけれども、個人情報 を適正に取り扱うための措置を条例に定めて、個人の権利利益を保護することが基本的人権の擁護につながっているものと考えています。

当該条例案は、プライバシーの保護を含めた個人の権利利益を保護することを目的としていると認識しています。つまり、私の考え方では、それはもう含まれているので、きちんと守られるということです。そうでない、そうであるというのは、法解釈はちょっと厳密には私は分かりませんが、そういう専門家によって判断されなければ分からないので、私どもは、まあ言えば個人の私が一人で単独で出したものではなくて、議会運営委員会として、いわゆる皆さんに認めていただいて、代表として出させていただきましたから、私は、これは正当なものであると考えております。

それと、地方分権の時代に云々ありましたけれども、いわゆる上位法の枠を越えてつくことは適当ではないと考えます。というのは、下位の法律で、上位の法律の解釈を

越えるような条文をつくりますと、自由にそういうふうに議会等でもつくれることになりますから、それは法としてはどうなのかな、日本の国としてどうなのかなと私は考えます。そういうことが乱発されますと、地方議会で、大変なことになろうかと思しますので、この程度にとどめて、我々は行政側の個人情報に歩調を合わせ、また、町村議長会からお示しのあった例どおりつくりましたので、それほど問題のある条例案になっているとは考えておりません。

以上です。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

（「動議」と吉本議員呼ぶ）

○議長（大石哲雄）

吉本議員、何についての動議でございますか。

○9番（吉本和広）

議題となっている上富田町議会の個人情報に関する条例に対する修正動議を、案を添えて提出します。発議者は、私、1名です。

○議長（大石哲雄）

動議が出ました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時14分

○議長（大石哲雄）

再開します。

ただいま吉本議員から提出されました動議は、所定の要件を満たしておりますので、成立いたしました。

吉本議員から発委第1号、上富田町議会の個人情報の保護に関する条例に対する修正案が提出されましたので、原案と併せて審議をいたします。

お手元に配付しました発委第1号、上富田町議会の個人情報の保護に関する条例に対する修正案について、提出者の説明を求めます。

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

上富田町議会議長大石哲雄様。

発議者、上富田町議会議員吉本和広。

「発委第1号上富田町議会の個人情報の保護に関する条例」に対する修正動議。

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び上富田町議会会議規則第17条の規定により別紙の修正案を添えて提出します。

修正理由。

全国町村議会議長会の条例案の体系を踏まえた上で、具体的に要配慮個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報の取扱いを定め、基本的人権の擁護に資することを目的として上富田町議会の個人情報の保護に関する条例にする必要があることから修正案を提案するものです。

「発委第1号上富田町議会の個人情報保護に関する条例」に対する修正案。

「発委第1号上富田町議会の個人情報の保護に関する条例」の一部を次のように修正する。

第1条中「権利利益を保護すること」を「基本的人権の擁護」に改める。

第9条中第2項を削り、同条に次の3項を加える。

2、議会は、提供された仮名加工情報及び匿名加工情報については、使用目的を達成したと判断したとき、若しくは議長が別に定める保存期間が経過した後は、ただちにこれを廃棄しなければならない。

3、議会は、要配慮個人情報は収集しない。また仮名加工情報及び匿名加工情報は作成しない。

4、第1項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

第10条中「前条第2項」を「前条第4項」に改める。

第53条中「第9条第2項」を「第9条第4項」に改める。

修正案について説明します。

個人情報保護条例の最大の焦点は、第1条の目的にあります。

町の個人情報保護条例は、町民の基本的人権を擁護するとなっていますが、提案された議会の個人情報保護に関する条例では、個人の権利利益を保護するという規定に変更されています。

憲法11条は、基本的人権について侵すことのできない永久の権利と規定し、これを受けて、日本国憲法は、基本的人権を平等権、自由権、社会権、請求権、参政権の5つの分野で豊かに叙述しています。さらに、憲法制定以後、幾つかの新しい権利が基本的人権として確立しています。プライバシーはその一つであり、憲法13条、全て国民は個人として尊重されるを根拠にして確立したものです。個人情報保護条例に関わるのは、主にプライバシー権です。しかし、条例案はこのプライバシー権を含む基本的人権を守ることを宣言せず、守るべき範囲を個人の権利利益の保護に狭めました。基本的人権を守ることを法律と条例に書けない、ここに深刻な問題があります。

プライバシー権を守らない具体的な姿を紹介します。現行の個人情報保護条例は、収集した個人情報の目的外使用を禁止しています。しかし、4月以降、法律と施行条例はデジタル情報の結合を推進します。この考え方に基づいて、銀行の預金口座とマイナンバーへのひもづけを自動的に行う法改正が今国会に提出されています。行政機関等が事前通知し、一定期間に不同意の回答がなかったら、マイナンバーとともに銀行口座を国に登録するというものです。プライバシー権を守るなら、当然、本人が同意しない限りは登録しないとしなければなりません。このように、権利利益の保護は、法律が改正するたびに変化していきます。基本的人権の擁護から離れていく、ここに日本の個人情報保護の最大の問題があります。

ただし、議会が取り扱う個人情報は少ない。また、議会は国会、裁判所と同様に、個人情報保護法の適用外です。ここに、改善の余地があります。全国町村議長会が作成した個人情報保護条例案の説明では、議会が仮名加工情報や匿名加工情報を策定することは想定し難いと明言しています。また、要配慮個人情報の性格から言えば、議会が要配慮個人情報を収集する必要はありません。今も収集していません。そうであるならば、条例の中に、要配慮個人情報と仮名加工情報、匿名加工情報を議会は作成しないことを宣言すべきです。

そこで、第9条の3に、議会は、要配慮個人情報は収集しない。また、仮名加工情報及び匿名加工情報は作成しないを追加しています。

また、町村議会議長会の条例案では、仮名加工情報と匿名加工情報を受け取るケースが想定されるので、規定を設ける必要があるという考えが示されています。私はそうやって受け取った仮名加工情報や匿名加工情報は、使用目的を達成した場合は速やかに廃棄すべきだと考えます。

そこで、第9条の2に、議会は、提供された仮名加工情報及び匿名加工情報については、使用目的を達成したと判断したとき、もしくは議長が別に定める保存期間が経過した後には、直ちにこれを廃棄しなければならないを追加しています。そのことによって、

議会は、通常、仮名加工情報も匿名加工情報も保有しないという態度を貫けます。この点を条例に明記すれば、議会は第1条の目的に、基本的人権の擁護を宣言できます。

そこで、第1条の個人の権利利益を保護することを目的とするを個人の基本的人権を擁護するに変更しました。原案の第9条2が4になる関係で、第1項の規定に変更、または第53条の9条の2項は4項に変更しました。

町村議会議長会の条例案の法体系を守りつつ、基本的人権を擁護する議会の個人情報保護条例はつくれます。地方分権の名の下、議会の仕事として政策立案が求められています。この時代の要請に応え、条例に修正を加えることに議会の使命があることを強調して、説明を終わります。

以上です。

○議長（大石哲雄）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、松井君。

○11番（松井孝恵）

吉本議員に、お聞きします。

昨年来、我が議会において、この条例制定に向かって取り組んで、議会運営委員会で策定するというのを皆さんで決めてまいりました。

過日の議会運営委員会で、最終的に、もちろん吉本議員も構成委員であります。その議会運営委員会で採決を行い、可決し、本日、議会の個人情報条例を上程することとなりました。吉本議員さんには、当然、修正案を出す権利はございますが、その上で、数点お聞きしたいと思います。

議会運営委員会の採決の結果については、どのようにお考えになられていますか。

2つ目、我々賛成した議員の考え方に誤りがございませうでしょうか。

3つ目、議論の過程に吉本議員も参加されておられましたけれども、正式にそういったことを述べてこられなかったのはなぜなのでしょう。

以上3点、お答えください。

○議長（大石哲雄）

9番、吉本君、答弁願います。

○9番（吉本和広）

私は、議会運営委員会で、今述べた要配慮個人情報は収集しない、それと、仮名加工情報は作成しない、そして、先ほど言ったように、提供された仮名加工情報及び匿名加

工情報については、使用目的が達成したと判断したとき、もしくは議長が別に定める保存期間が経過した後に、直ちにこれを廃棄すべきだということは、委員会の場でも発言させていただきました。

採決の際も、私は反対を投じさせていただきました。ですので、この場で修正案を提案した次第です。

以上です。

○議長（大石哲雄）

11番、松井君。

○11番（松井孝恵）

よく分かりました。私が聞き逃したのだと思います。

最初にお聞きした1番目と2番目の多数決の結果については、どのように思っておられますかということをおひとつお答えしてほしいと思うのです。

それと、我々は賛成しましたけれども、いや、考え方が誤っているでというようなお考えなのかどうかをお聞きしたいのです。

○議長（大石哲雄）

まず、多数決の結果をどう受け止めるか。

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

2点、お答えします。

多数決についてですけれども、全議員が参加しているわけではありません。

本会議で、やっぱりほかの人の意見も採決に加わるべき議案でありますので、ここで述べて、参加しておられない議員さんがどう捉えるかという点で、修正案を出すことについては何の問題もないと、議会の運営上、問題ないものだと思います。

もう一点については、私が言いたいのは、プライバシー権を守ろうとする場合には、やっぱりこの条例では不適切だということです。だから、プライバシー権をきちんと守るためには、私が提案したことをきちんとすることがプライバシー権を守ることにつながると、法律によって左右されることになるとプライバシーが守られないケース、私が事例で示しましたけれども、そういうことが起こることですので、やっぱり前の条例ではしっかりプライバシー権を守ることがありましたので、私は前の条例の趣旨を踏まえて、きちんとプライバシー権を守ると、そのためには法律に左右されて規定が狭められたり、勝手に承認されているというようなことがないようにということで提案したので、そういう趣旨です。

以上です。

○議長（大石哲雄）

よろしいか。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、原案に対する賛成討論の発言を許します。

6番、正垣君。

○6番（正垣耕平）

発委第1号、上富田町議会の個人情報の保護に関する条例、原案に賛成討論をします。

まず、この条例は、先ほどからも述べられているとおり、全国町村議長会の助言の下、作成されたものであり、したがって、他の法律と何ら抵触しない内容になっていることを確認しており、その内容、申出についても説明を受け、研修を重ねてきたところであります。

また、私の知る限りではありますが、周辺の諸議会においても次々可決を決定している状況であります。情報化、デジタル化、この社会の現代においても個人情報及びデータが守られるべきは当然のことではありますが、その扱いについては変化が目まぐるしい状況の中でもあります。情報を暗号化する技術など、ブロックチェーンですとか、世界のあらゆる技術が発達しております。日本もその中では、デジタル化においては後進国と言われている中で、我々議員もしっかりとそのあたり、データがどう活用されていくかということは勉強していかないといけないと私は常々思っております。

これからも議会議員として、より一層個人情報保護の意識を高め、個人情報の適切な取扱いに徹した議員活動を行っていくことが何よりも肝要であり、その行動規範として、また、活動基本のよりどころとして、この条例は適切な条例であると考え、原案条例に賛成いたします。

○議長（大石哲雄）

次に、原案及び修正案、両案に対する反対討論の発言を許します。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、日程第27 発委第1号、上富田町議会の個人情報の保護に関する条例を採決します。

まず、本案に対する吉本議員から提出された修正案について、これを起立によって採決します。

本修正案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（大石哲雄）

起立少数であります。

したがって、修正案は否決されました。

次に、原案について、これを起立によって採決します。

(賛成者起立)

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第28 発委第2号

○議長（大石哲雄）

日程第28 発委第2号、保育士配置の最低基準の引き上げと保育予算の大幅な増額を求める意見書（案）を議題といたします。

事務局長より朗読させます。

事務局長。

○事務局長（樫山裕子）

朗読します。

発委第2号。

令和5年3月20日。

上富田町議会議長大石哲雄様。

提出者、厚生建設常任委員会委員長中井昭恵。

保育士配置の最低基準の引き上げと保育予算の大幅な増額を求める意見書（案）。

上記の意見書（案）を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

以上です。

○議長（大石哲雄）

本案について、委員長より提案理由の説明を求めます。

8番、中井照恵君。

○8番（中井照恵）

まず、保育士配置の最低基準の引き上げと保育予算の大幅な増額を求める意見書（案）を朗読いたします。

保育士配置の最低基準の引き上げと保育予算の大幅な増額を求める意見書（案）。

2022年の出生数は約77万人で、統計を取り始めた1899年以降、初めて80万人を割り、過去最少の水準となった。背景のひとつに、仕事と子育てを両立できる環境整備の遅れ、子どもの権利を守る制度の不備など、乳幼児期の保育環境や制度の問題があげられている。

日本の保育所の職員配置の最低基準は、戦後からほとんど変わっておらず、1・2歳児は半世紀以上、4・5歳児は1948年に基準が定められてから一度も見直されていない。世界的に見ても低い基準は厳しい労働条件に直結し、子どもが亡くなる痛ましい事故や、保育士による事件の遠因になっているという指摘もある。

4月に発足するこども家庭庁の予算に、4・5歳児の配置を30対1から25対1にするための補助が盛り込まれたが、対象となる施設は、定員121人以上で、保育士の平均勤続年数12年以上が条件で、当てはまる施設は全保育所のわずか4%しかない。

OECD調査によると、子ども・子育て支援に関わる公的支出（17年）は、日本がGDP比1.79%で、平均（2.34%）以下。出生率を上げたフランス（3.6%）や英国（3.23%）の半分程度にすぎない。岸田首相は年頭の会見で「異次元の少子化対策」を実現させると宣言し、子ども・子育て予算の増額をめざすとしている。しかし、2023年度のこども家庭庁の予算は4兆8,104億円で、22年度に厚生労働省や内閣府が計上した関連予算と比べて2.6%の増額にとどまっている。

公的支出のGDP比が低い国ほど出生率が低いと言われており、劣悪な保育士配置の最低基準を引き上げるためにも、保育予算の大幅な増額が必要である。

よって、国におかれては、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

- 1、保育士配置基準の引き上げを行うこと。
- 2、保育予算を大幅に増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月20日、上富田町議会。

提出先。

内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（少子化対策）、衆議院議長、参議院議長。

次に、提案理由について説明をいたします。

少子化が進む中、安心して子供を産み育てることのできる社会を実現するためには、子供の健やかな成長を支える質の高い保育サービスの提供と、保育の担い手の確保が重要です。

しかし、保育士たちは通常の業務に加え、新型コロナウイルス感染症予防に努めるべく、感染対策を徹底しながら子供の発達を保障し、子育て家庭を支えるという過重な労働環境に置かれています。

さらに、保育士の精神的、肉体的な負担が大きくなっているため、早期に離職する者や資格を持ちながらも保育士以外の職に就く者が多くいます。長年見直されていませんが、保育士の配置基準を見直し、労働環境を改善することで、保育士の確保と定着が可能となり、ひいてはそれが子供の命と安全を守ることにつながると考えます。

このためにも、保育士配置基準の引上げを行うとともに、保育予算を大幅に増額するよう内閣総理大臣、担当大臣並びに衆参両議長に意見書を提出する予定としています。ご賛同のほどよろしく願いいたします。

○議長（大石哲雄）

これより本案について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより発委第2号、保育士配置の最低基準の引き上げと保育予算の大幅な増額を求める意見書（案）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第29 議員派遣の件について

○議長(大石哲雄)

日程第29 議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りします。

議員派遣の件につきましては、会議規則第121条の規定により、別紙配付のとおり議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本件については派遣することに決しました。

△日程第30 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

○議長(大石哲雄)

日程第30 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

申出書を事務局長に朗読させます。

事務局長。

○事務局長(檜山裕子)

朗読いたします。

各常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の委員長から会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査を要する調査事項についての申出があります。内容につきましては、お手元に配付したとおりであります。

総務文教常任委員会家根谷美智子委員長より29項目、厚生建設常任委員会中井昭恵委員長より25項目、議会広報特別委員会家根谷美智子委員長より1項目、議会運営委員会松井孝恵委員長より3項目、以上となっております。

また、2の目的につきましては所管事務調査、3につきましては、方法は委員会審査、

期間は次期定例会までです。

なお、会議規則第65条の規定による委員会招集通知書及び第74条の規定による派遣承認要求書は後日提出いたします。

以上です。

○議長（大石哲雄）

ただいま朗読いたしましたとおり、会議規則第75条の規定により、各委員長から閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査並びに所管事務調査を行うことに決しました。

以上をもって、本定例会の会議に付議された事件の議事は全て終了いたしました。

町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

令和5年第1回上富田町議会定例会を閉会するに当たりまして、お礼のご挨拶を申し上げます。

本定例会に上程しました報告、議案につきまして、慎重審議をしていただき、全てを承認していただきまして、誠にありがとうございます。

まず、新型コロナウイルス感染症への対応でございます。

令和5年3月7日に、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、ワクチン接種に係る法令改正の諮問手続を実施するとともに、各自治体に決定事項を伝達され、3月9日に、各自治体対象の説明会が開催されました。

最終決定事項としまして、接種は5月8日から開始、特例臨時接種を令和6年3月末までの1年間延長。対象者は5歳以上の全ての者。春夏接種は65歳以上の方、基礎疾患を有する方、医療、介護従事者など、秋冬接種は5歳以上の追加接種可能な全ての方が対象です。

上富田町としましては、今後、発送準備などを行い、集団接種をメインに令和5年度春夏接種、秋冬接種を実施していく予定にしております。

次に、議会初日に承認をいただきました土地取得についての状況ですが、3月3日金

曜日に、土地売買本契約を締結、3月8日水曜日に登記を完了し、3月13日月曜日に土地購入費の支払いを完了しています。

次に、本定例会で令和5年度の一般会計・特別会計の9議案並びに一般会計補正予算（第1号）をご承認いただきました。この予算は令和5年度の行政執行の基本となるものであり、開会日の冒頭の挨拶並びに予算審査特別委員会で予算編成の過程を説明し、財源不足についても説明していますが、行政運営に当たる上におきましては、教育や福祉、保健、医療など、また、地域の振興対策を充実することも必要であると考えております。

特に、令和5年度から国の出産・子育て応援交付金に町単独で上乗せする制度をつくることといたしました。子育てを応援することと高齢者の皆さんが健康で長生きしていただくことをバランスよく進めてまいります。

なお、一般会計予算及び補正予算の中では、大谷高齢者憩の家解体除去に向けた設計監理をはじめ、新型コロナウイルスワクチン接種事業や下鮎川地区の町道一乗寺加茂線災害復旧事業に早急に取り組んでまいります。

また、令和5年度も厳しい財政状況に変わりなく、効率的で持続可能な行財政運営を確保するため、町の方針としましては、従前からの事業仕分や事業の見直しについては、令和5年度も継続し、一層の取組を進めてまいります。

今後におきましても、予算執行に当たっては、監査委員の指摘事項など並びに予算審査特別委員会の各委員さんからの指摘などを十分に反映し、取り組んでまいりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、次の定例会までには規模を縮小した行事が予定されていますが、新型コロナウイルス感染症の対策中でありますので、状況を見ながら判断したいと思います。

3月23日には各小学校の卒業式、4月1日には職員の人事異動から始まりまして、4月8日には各小・中学校の入学式などがございしますが、議員各位におかれましても、参加依頼などがある場合には、ご参加、ご協力いただけるようお願いを申し上げまして、令和5年第1回上富田町議会定例会を閉会するに当たりましてのお礼の挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

△閉 会

○議長（大石哲雄）

お諮りします。

本定例会は、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思

ます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

これにて令和5年第1回上富田町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後2時49分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

上富田町議会議長 大石 哲雄

議事録署名議員 谷端 清

議事録署名議員 松井 孝恵